

## VII 計 量 制 度 の 歴 史

年 号	項 目	制 度 等 の 主 な 内 容
大宝 1 年 (701)	<b>大宝律令の制定</b>	<p>〈我が国初の度量衡制度の確立〉</p> <p>中国の唐の制度を手本にした度量衡制度発足。 (例：1 寸=10 分、1 尺=10 寸、1 丈=10 尺。検定制度有)</p>
文禄 3 年 (1594)	<b>太閤検地</b>	<p>〈古代制度の全面的見直し〉</p> <p>豊臣秀吉が米納中心の貢租制度確立のため制定。 (例：検地尺、検地枡、土地面積の単位 (段、歩) の整備)</p>
明治 24 年 (1891) 3 月 23 日	<b>度量衡法制定</b>	<p>〈近代的な計量制度の確立〉</p> <p>(1) 単位とその標準の統一 明治 19 年加盟のメートル条約により交付されたメートル原器及びキログラム原器を基礎とした標準体系を確立し、尺貫法とともにメートル法を公認。 (単位は度量衡のみ。度量は尺、衡は貫をもって基本とする。メートル法は適法とする。)</p> <p>(2) 計量器に対する規制の整備 営業に用いられる計量器を国家による検定の対象とし、その製造・販売事業等に免許制を導入。</p>
大正 10 年 (1921) 4 月 11 日	<b>度量衡法改正</b>	<p>〈メートル法統一〉</p> <p>メートル法に統一することを規定。後に公布日の 4 月 11 日がメートル記念日となる。 (度量はメートル、衡はキログラムをもって基本とする。)</p>
昭和 26 年 (1951) 6 月 7 日	<b>旧計量法制定</b>	<p>〈計量単位の拡大〉</p> <p>対象範囲を、旧来の度量衡を中心とした単位 (10 単位) から、実際取引証明に使用されている単位 (電気関係を除く 33 単位。例：熱量、濃度等) にまで拡大。引き続きメートル法統一を推進。 ・昭和 34 年 1 月 一般の商取引がメートル法に統一。 ・昭和 41 年 4 月 土地建物がメートル法に統一。 (メートル法の完全実施完了)</p>
昭和 41 年 (1966) 7 月 1 日	<b>旧計量法改正</b>	<p>〈明治以来の計量器に対する規制制度の見直し〉</p> <p>電気測定法との統合。計量器規制の簡素化・近代化 (規制対象 39 器種から 18 器種に削減、製造事業を許可制から登録制に緩和等。)</p>
平成 4 年 (1992) 5 月 20 日	<b>新計量法公布</b>	<p>〈昭和 41 年以來の旧計量法全般にわたる見直し〉</p>
平成 5 年 (1993) 11 月 1 日	<b>新計量法施行</b>	<p>計量単位の国際単位系 (SI 単位) への統一、計量器規制の近代化・国際化、事業の登録制を届出制に変更、はかり (質量計) の定期検査制度の周期統一、指定製造事業者制度及び計量標準供給制度 (トレーサビリティ制度) の創設。</p>